

平成 30 年度ふるさとプロデューサー育成支援事業  
研修生募集要領

平成 30 年 6月1日

1. 事業概要・目的

本事業は地域の多くの関係者を巻き込み、地域の特色を活かした製品のブランド化や、国内外へ販路開拓を行うなどの取組の中心的な担い手となることができる人材である「ふるさとプロデューサー」の育成を通じて、中小企業・小規模事業者が行う地域資源を活用した事業を促進することを目的とします。

2. 研修期間と内容

①60日間

- ・国内で活躍するプロデューサーの下での実践的な経験を積む研修
- ・対象：地域のプロデュースに課題を抱える方、  
これから地域をプロデュースしていこうと考えている方等

②20日間

- ・国内で活躍する地域プロデューサーの講義＋視察、および  
ふるさとプロデューサーに必要な知識を座学にて研修できるコース
- ・対象：地方産品をプロデュースしようとしている地方自治体や観光協会 DMO の方  
商工会、商工会議所で地域の経営指導を行っている方、等

\* 延べ日数で計算する為、連続した日数でない場合があります。

\* 研修プログラムの一例については、次のページをご覧ください。

<https://furupro.com/>

- ③上記、①・②共にふるさとプロデューサー育成支援事業管理事務局が主催する  
中間研修及び成果報告会へ参加する

3. 研修生の条件

日本国籍を有する者。

現在、地域活性化プロジェクトに参加している者であり、当該プロジェクトの責任者もしくは市町村からの推薦状が得られる者であることが望ましい。なお、地域活性化プロジェクトとは、市区町村が行う「ふるさと名物応援宣言」を主軸とした取組等を想定している。

将来的には複数・地域を越えた地域活性化プロジェクトへの参加について承認が得られている者であること

とが望ましい。

自社（自ら）の商品の販路開拓等を目的とせず、地域活性化プロジェクトのプロデューサーとしての役割を認識できていること。

各研修及び管理事務局が主催する中間研修及び成果報告会に出席できること。

管理事務局等が実施・指定する下記セミナー・座学研修・e-ラーニング等を受講し

当該研修の研修生として一定の能力を有する者

・セミナー・座学研修：ふるさとプロデュースセミナー

・e-ラーニング：

①「地方創生カレッジ」の該当研修の修了証を提出できること。

②事業構想大学院大学が実施するeラーニング受講。（受講の際は、事務局よりIDとパスワードをお渡ししますので、事務局までお問い合わせください。）

過去に当該事業で実施した事業を受けていないこと。

- ・平成 27 年度ふるさとプロデューサー育成支援事業（独立行政法人中小企業基盤整備機構）
- ・平成 28 年度ふるさとグローバルプロデューサー育成支援事業（株式会社ジェイアール東日本企画）
- ・平成 28 年度ふるさとプロデューサー育成支援事業（ランドブレイン株式会社）
- ・平成 29 年度ふるさとプロデューサー育成支援事業（株式会社ジェイアール東日本企画）

「ふるさと名物応援宣言」を行った自治体、今後宣言を検討している自治体またはそれを主軸とした地域活性化プロジェクトの責任者等からの推薦者については、優先採択する。

#### 4. 研修生の審査・決定

■ 研修生は、外部有識者で構成される審査会及び研修受入先との面談によって、決定します。

■ 審査対象

・プロデュース計画シート

・修了後に実践する地域があるか等

■ 事務局は応募者に対して選考結果を通知します。

#### 5. 研修生の義務

■ 事業の趣旨に則り、定められた期日を守って、事務局が提示する研修課題、及び研修受入先が提示する研修カリキュラムを遂行し、前出「2. 研修の内容」に示す全ての研修を誠実に受けること。

■ 指定の期日までに、研修の日報又は週報、出席簿について研修受入先の確認を経て、毎週事務局へ提出すること。

■ 円滑な研修の実施のため、事務局からの現状確認に誠実に応じること。

■ 研修修了後の成果報告会に参加し、求められた場合には、成果について発表すること。

- 研修終了後、指定の期日までに、事務局指定のプロデュース計画シートを事務局へ再提出すること。
  - 研修終了後に研修生を対象に事務局が実施するアンケート調査に必ず回答すること。
  - 研修の過程で知り得た業務上の秘密、入手した資料及びその他一切の成果に関して、事務局の書面による承諾なく発表、公開、漏洩又は利用しないこと。この義務は研修の終了後も存続します。
- ※SNS 等への研修風景や研修で知り得たこと等の投稿は、必ず研修受入機関の担当者の了解を得ること
- 本事業、事務局又は受入先団体の名誉を傷つけたり、信用を失墜させたりする行為をしないこと。
  - その他、研修受入先団体、事務局の指導監督に従うこと。

## 6. 研修の修了

- OJT 研修に9割以上出席し、中間研修及び成果報告会に出席した研修生に対し、研修修了証を交付します。

## 7. 研修の中止

- 研修生は、研修の期間中、やむを得ない事情によって研修の継続が困難になった場合には、直ちに困難になった事情を記載した書面を事務局に提出しなければなりません。事務局は当該事情を勘案し、妥当と判断した場合には、当該研修生に対する研修の中止を決定します。なお、理由によっては支給した旅費の返金を求める場合があります。

- 事務局は、研修生が次の各号のいずれかに該当する場合、該当する研修生に対する研修の中止を決定します。

- ①申請内容に虚偽の記載があった場合
- ②前項に述べた「6. 研修生の義務」に違反した場合
- ③事務局が研修生と1週間以上連絡が取れない等、事務局が研修の継続を困難と判断した場合

- 事務局は、研修生が次に該当し、反社会的勢力であると判断した場合は、該当する研修生に対する研修の中止を決定します。現在、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力団集団等、その他これらに準ずるもの（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当する場合。および次の号のいずれかに該当する場合。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③研修生若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は、第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

## 8. 研修期間中の旅費（交通費・宿泊費）について

以下の費用については、事務局から研修生に対して実費の一部を支給します。

### 【研修生の交通費・宿泊費】

■支給対象交通費は、研修期間中の研修受入先地域への往復、研修中の移動、中間研修・成果報告会に参加する際の公共交通機関の移動に限る。

■交通費は、最も安価、または研修内容に照らして合理的な経路での移動に係る実費を対象とする。

■研修期間中の宿泊については、1泊当たりの宿泊費の上限を8千円とし、実費費用を対象とする。

■旅費（交通費・宿泊費）の実費費用の支給額は、下記旅費のいずれか低い実費金額とします。

・「実費の1/2の金額」

・「60日コースは30万円まで、20日コースは15万円まで」

■その他詳細については、次の旅費規程を参照してください。

[https://furupro.com/download/furupro\\_trainees\\_ryohi.pdf](https://furupro.com/download/furupro_trainees_ryohi.pdf)

## 9. 事業実施スケジュール

6月1日（金） 研修生応募申請の受付開始

7月16日（月祝） 研修生応募申請の受付締切

※当日23:59迄に、事務局宛にメールにて必着

7月下旬 選考期間

8月上旬 研修先との面談、研修準備

9月上旬 開校式 ～以降、研修を順次開始

11月中旬 中間研修（東京）

2月下旬 成果発表会（東京）

## 10. 募集期間

平成30年6月1日（金）～平成30年7月16日（月祝）23:59必着

\* 締切直前は回線が混雑する可能性がございますので、

お時間に余裕を持ってお申し込みください。

## 11. 募集人数

60日コース 10名程度

20日コース 10名程度

## 12. 応募方法

公式ウェブサイトより申請関係書類をダウンロードしてください。

<https://furupro.com>

【募集要領の詳細】

-ふるさとプロデューサー研修生募集要領（PDF 形式）

【提出書類】

-エントリーシート（doc 形式）

-プロデュース計画シート（ppt 形式）

-推薦書（任意）

-e ラーニングの終了証の写し

-誓約書

必要事項を入力の上、[提出書類を PDF ファイル化し、パスワードを設定した上で、メールにて、下記提出先宛に提出してください。また、パスワードは、提出書類とは別のメールにてお知らせください。](#)

13. 留意事項

■ 提出された書類は返却しません。

■ 法令等により定められている場合を除き、事務局は、申請者及び研修生の個人情報を本人の同意なく第三者に開示又は提供してはなりません。但し、この事業の実施に必要な範囲に限り、中小企業庁に対して前記個人情報を開示又は提供することができます。

14. 提出先及び連絡先

ふるさとプロデューサー育成支援事業 事務局

担当：佐伯、菅野、山崎

E-mail：furupro@jeki.jp

TEL:03-5447-7708（平日の10：00～17：00）